

資格者配置路線について

警備業法及び警備員等の検定等に関する規則により高速道路、都道府県公安委員会が指定する道路において交通誘導警備業務を実施する場合は、有資格者警備員(2級または1級)を1名以上を配置することが義務付けられています。

尚、平成28年4月1日より石川県内の有資格者配置路線が変更となり、石川県内におきましては“北陸自動車道”“のと里山海道”を含む計12路線が指定されております。

石川県内の有資格者配置路線は下記の通りでございますので、ご確認頂きますようお願い申し上げます。

	路 線	区 間
1	北陸自動車道	
2	のと里山海道	
3	国道8号線	石川県の全域
4	国道157号線	石川県の全域
5	国道159号線	石川県の全域
6	国道305号線	石川県の全域
7	国道359号線	石川県の全域
8	主要地方道松任宇ノ気線(県道8号線)	石川県の全域
9	主要地方道金沢小松線(県道22号線)	石川県の全域
10	主要地方道金沢美川小松線(県道25号線)	石川県の全域
11	主要地方道山中伊切線(県道39号線)	石川県の全域
12	一般県道森本津幡線(県道215号線)	石川県の全域